

令和4年4月12日

保護者 様

湯前町立湯前中学校  
校長 新川 晃英

### 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策について

新型コロナウイルス感染症に関して、本県では、感染者数が下げ止まり、増加の兆しが見られています。また、県リスクレベル2（警戒強化レベル）、町リスクレベル3（特別警戒）であることを踏まえ、引き続き感染防止の対策に取り組む必要があります。

つきましては、下記の感染拡大防止の対策を継続して参りますのでご協力をお願いします。

### 記

- 1 健康チェックカードの提出について
  - ・毎朝の検温、保護者による健康観察、サインの記入の上、提出をお願いします。
- 2 出席停止について
  - ・出席停止となる場合（裏面参照）、学校へご連絡ください。
  - ・登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）がある場合は、学校へご相談ください。
- 3 マスクの着用について
  - ・生徒の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの生徒が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底します。
- 4 学校行事について
  - ・学校行事は、生徒の安全・安心を最優先に考え、中止や延期を含め実施を検討していきます。
- 5 部活動について
  - ・部活動は、可能な限り感染対策を行った上で、リスクの低い活動を実施します。密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動等は、感染状況を踏まえ、検討して実施します。
  - ・練習試合（他校との交流活動を含む。）の実施及び大会への参加は可とします。県外からの練習試合等の受け入れについては、学年末・学年始休業日終了まで禁止します。
- 6 人権への配慮について
  - ・新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等については公的な相談窓口や学校へご相談ください。
- 7 その他
  - ・不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにしてください。

お問い合わせ 教頭 小西 人美 TEL 43-2022

## 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準〈オミクロン株対応運用版〉

**\* 4/6 改訂内容**

基 準	期 間
① 生徒の感染が判明した場合	治癒するまで
② 生徒が濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間
③ 生徒がPCR検査・抗原検査等を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④ 生徒に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味・嗅覚障がい等の症状がみられる場合 ※新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む	症状が見られなくなるまで
⑤ 熊本県リスクレベルのレベル2以上に該当する際、同居の家族に <u>未診断</u> の発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状が見られなくなるまで
⑥ 海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦ 新型コロナワクチンを接種する場合 ※期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が認める場合	校長が必要と認める期間
⑧ その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要と認める期間